

# 第2弾「そうじゃ復活券事業」 特定事業者（取扱店）募集要項

## 1 事業の目的

新型コロナウイルス感染拡大に伴う地域経済への影響を鑑み、市内消費を積極的に喚起し、地域経済の活性化を図ることを目的として「第2弾 そうじゃ復活券」（プレミアム付商品券）を発行する。

## 2 第2弾そうじゃ復活券事業（プレミアム付商品券）について

### (1) 商品券の発行概要

- ・発行者 総社市
- ・発行予定総額 約10億5千万円（うちプレミアム総額約3億5千万円）  
プレミアム率50%
- ・購入対象者 住民票が総社市にある人（令和3年4月1日～12月31日）
- ・販売価格 1冊5,000円（500円券×15枚綴り 7,500円分）
- ・購入限度 購入対象者1名につき2冊（15,000円分）まで購入可能
- ・使用期間 令和3年4月28日（水）～令和4年 1月31日（月）
- ・販売期間 令和3年4月28日（水）～令和3年12月31日（金）
- ・換金期間 令和3年5月 6日（木）～令和4年 2月18日（金）（土日祝除く）

### (2) 商品券が使用できないもの

- ・たばこの購入
- ・出資、債務、振込手数料等の支払い
- ・国や地方公共団体等への支払い（税金、水道料金等の公共料金）
- ・有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、事業者が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る支払い
- ・特定の宗教・政治団体と関わるもの
- ・公序良俗に反するもの
- ・預金、投資信託、株式、保険などの金融商品

## 3 応募資格

総社市内に事業所を設けており、市と連携して事業の目的を達成できる事業所、法人及びその他の団体。ただし、商品券の使用対象とならない商品やサービス（上記2の（2））のみを扱う方及び次の各号に該当する団体等は登録できません。

- (1) 税（国税、県税及び市税）を滞納している団体等
- (2) 手形又は銀行取引停止処分がなされ、または支払い停止事由が発生し、これが改善しない団体等
- (3) 差押、仮差押又は仮処分がなされ、これが解消していない団体等

- (4) 破産、会社整理又は特別清算その他倒産等に関する法律の手続きについて申し立て（債権者が申し立てを行った場合を除く。次号において同じ。）がなされた団体等
- (5) 会社更生、民事再生の手続きについて申し立てがなされ、この手続きが終了していない団体等
- (6) 次に掲げる者が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくは、これらに準ずる地位に就任し、または実質的に経営等に関与している団体等
  - ・暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定義する者）

## **4 応募方法**

### (1) 募集期間

令和3年4月1日（木）から令和3年12月28日（金）まで

※登録された取扱店は、商品券購入者に配布する取扱店一覧及び総社市ホームページ等に掲載します。（取扱店一覧、総社市ホームページは随時更新）

### (2) 応募方法

特定事業者登録申請書（様式第1号）に必要事項を記入・押印の上、必要書類を添えて市役所（企業誘致商工振興課）に提出又は郵送してください。

### (3) 提出書類

#### ①特定事業者登録申請書（様式第1号）

総社市ホームページからダウンロードするか、市役所企業誘致商工振興課に設置しています。

（市ホームページアドレス <http://www.city.soja.okayama.jp>）

#### ※記入上の注意事項

特定事業者登録申請書に記入した代表者、振込口座等を基に、換金手続き用の請求書を市が作成しますので、換金請求を考慮し、慎重に記入してください。

#### ②振込口座の通帳の写し

申請者と振込口座の名義を確認するためのものです。

#### ③委任状（様式第2号）

申請者と振込口座の名義が違う場合に必要です。（同じ場合は提出不要）

※令和2年度「そうじゃ復活券事業」で、特定事業者（取扱店）登録された方

- ・そうじゃ復活券事業で登録した内容と同じ場合は、特定事業者申請書（様式第6号）のみを提出してください。
- ・登録した内容に変更がある場合は（3）の提出書類を提出してください。

〔 特定事業者として登録後された後に申請内容が変更になる場合は特定事業者登録内容変更届（様式第5号）に変更内容を記入して提出してください。 〕

(4) 提出先

総社市役所 産業部 企業誘致商工振興課

〒719-1192 総社市中央一丁目1番1号 西庁舎3階302西

※土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで。郵送可。

(5) 登録料 無料

## 5 特定事業者（取扱店）の責務

- ・特定事業者として登録している期間中、消費者のプライバシーを侵害することなく円滑に商品等が購入等できるようにしてください。
- ・ステッカー表示など、消費者への広報業務  
※商品券が使用できる店であることが明確になるよう、市から送付された「特定事業者登録証明書」（様式第3号）、「取扱店ステッカー」等をわかりやすい場所に表示してください。
- ・商品券と商品の引換業務（商品の販売業務）
- ・市への報告及び換金手続き業務
- ・感染症予防対策を講じること

## 6 換金手続

- ・使用された商品券の券面金額を償還金として市が支払います。
- ・市から送付された換金手続用の請求書（様式第4号）に必要事項を記入し、取り引き済商品券を添付の上、市役所企業誘致商工振興課に提出してください。
- ・請求期間は令和3年5月6日（木）から令和4年2月18日（金）（土日祝除く）までです。
- ・償還金は指定された口座へ振り込み。（請求から概ね2週間以内）  
※期間内に随時請求していただいて結構です。  
※請求期間を過ぎてからの請求は受けられませんので、必ず期間中に換金請求手続をしてください。

## 7 その他の注意事項

- (1) 登録後であっても申請内容に虚偽がある場合や応募資格に反した場合等には、登録を取り消し、取り消し後の換金手続には応じられません。
- (2) 商品券の使用を見込んで、通常よりも価格を高く設定することを禁止します。
- (3) 使用期間を過ぎた商品券の受け取りはしないでください。
- (4) 消費者が商品券で購入したものが、商品券の券額面を下回った場合において、つり銭は支払わないでください。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の状況により、使用及び販売期間を中断又は延期する場合があります。

## 8 問い合わせ先

総社市役所 産業部 企業誘致商工振興課 （担当 横田）

〒719-1192 総社市中央一丁目1番1号 西庁舎3階302西

TEL 0866-92-8276 FAX 0866-92-8690

E-mail: kigyoyuchi@city.soja.okayama.jp